

(資料1)

1 関係法令の改正内容（労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則他）

- ① 「安全帯」の規格が見直され、より安全性が向上した「墜落制止用器具」に名称が変更されました。
「墜落制止用器具」には、フルハーネス型と胴ベルト型が存在します。
- ② 改正法令施行以前の構造規格に基づく「安全帯」は令和4年1月2日以降、使用禁止となります。
- ③ 新規格の「墜落制止用器具」はフルハーネス型のものを使用することが原則となります。
- ④ 地面までの高さが6.75m以下であれば胴ベルト型の墜落制止用器具の使用が可能です。
※ただし、当センターでは、ごみ投入口からピット底まで6.75m以上の高さがあるため、原則として胴ベルト型「墜落制止用器具」の使用ができません。

2 「墜落制止用器具」の着用が必要な作業

ごみピットの扉が開いた状態で開口部付近で実施する作業

例：ごみ投入時の誘導、荷台内の掃き出し・洗浄、床清掃、その他ピットへの転落の危険性がある作業

3 センターで使用する「墜落制止用器具」

フルハーネス型を使用してください。

フルハーネス型「墜落制止用器具」使用イメージ（ランヤード長1.6メートル）



4 フルハーネス型「墜落制止用器具」の使用開始時期

すでに改正法令は施行されていますので、フルハーネス型「墜落制止用器具」を使用して下さい。

令和4年1月1日までが法令の施行に伴う経過措置期間です。ごみピットの扉が開いた状態で開口部付近での作業を実施する場合は、それまでに必ずフルハーネス型「墜落制止用器具」を用意し、移行をお願いいたします。